

第 1 回十勝中央合併協議会資料

議案第 7 号	合併協定項目について	1 ページ
議案第 8 号	新町建設計画の策定方針について	3 ページ
協議第 1 号	合併の方式について	6 ページ
協議第 2 号	新町の事務所の位置について	10 ページ

「議案第7号 合併協定項目について」資料

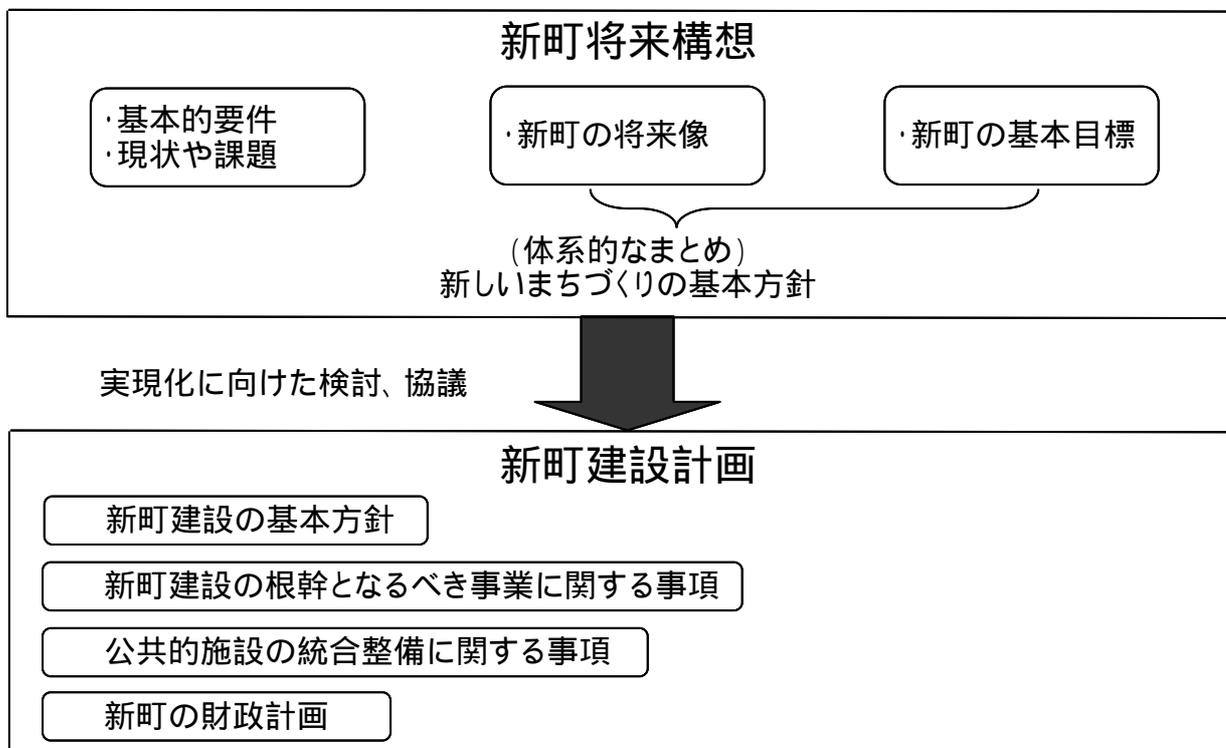
合併協定項目一覧

市 町 村 名	千曲市	富士河口湖町	いなべ市	廿日市市	田原市
合併の方式	新設	新設	新設	編入	編入
人口	64,549人	22,595人	45,630人	87,061人	43,132人
面積	119.84 k m ²	93.30 k m ²	219.58 k m ²	388.22 k m ²	106.40 k m ²
合併年月日	H15.9.1	H15.11.15	H15.12.1	H15.3.1	H15.8.20
協 定 項 目	01合併の方式				
	02合併の期日				
	03新町(市村)の名称				
	04新町(市村)の事務所の位置				
	05財産及び債務の取扱い				
	06住民自治充実のための取扱い				
	07地域審議会の取扱い				
	08議会議員の定数及び任期の取扱い				
	09農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
	10地方税の取扱い				
	11一般職の身分の取扱い				
	12特別職の身分の取扱い				
	13一部事務組合等の取扱い				
	14条例・規則等の取扱い				
	15事務組織及び機構の取扱い				
	16使用料・手数料等の取扱い				
	17公共的団体等の取扱い				
	18補助金・交付金等の取扱い				
	19町・字名の区域及び名称等の取扱い				
	20慣行の取扱い	(総務・企画関係)			
21消防組織の取扱い					
22各種事務事業の取扱い					
-1行政区・町内会の取扱い					
-2防災関係事業の取扱い	} 総務・企画関係				
-3広報・広聴事業の取扱い					
-4電算システムの取扱い					
-5交通関係事業の取扱い	(総務・企画関係)				
-6国民健康保険事業の取扱い					
-7保健・医療事業の取扱い	} 保健関係				
-8介護保険事業の取扱い					

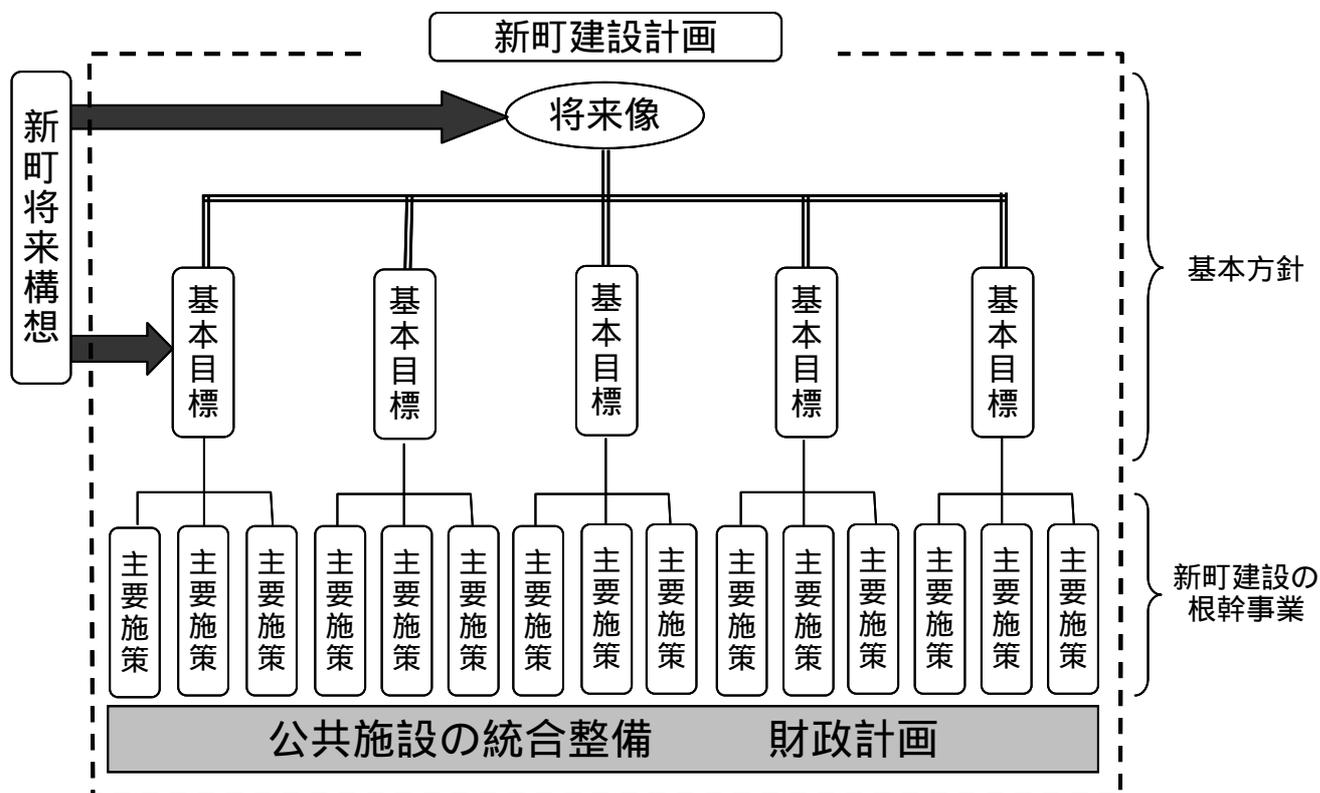
市 町 村 名	千曲市	富士河口湖町	いなべ市	廿日市市	田原市
協 定 項 目	-9環境衛生事業の取扱い				
	-10児童福祉事業の取扱い	住民・福祉関係	福祉保険事業	各種福祉事業	福祉事業
	-11高齢者福祉事業の取扱い				
	-12障害者福祉事業の取扱い				
	-13その他福祉事業の取扱い				
	-14農林水産関係事業の取扱い				
	-15商工労働観光関係事業の取扱い				
	-16建設関係事業の取扱い				
	-17水道関係事業の取扱い				
	-18下水道関係事業の取扱い				
	-19学校教育関係事業の取扱い	教育関係			
	-20社会教育関係事業の取扱い				
	-21国際交流・広域交流事業の取扱い				
	-22地域振興事業の取扱い	(総務・企画関係)			
	-23その他事業の取扱い				
	23新町(市村)建設計画				
	24新市の議会の議員の定数の協議				
	25新市将来構想				
	26財産区の取扱い				
	27情報公開事業の取扱い				
	28人権啓発事業の取扱い				
	29諮問機関等の取扱い				
	30窓口業務の取扱い				
31納税関係事業の取扱い					
32ごみ対策関係事業の取扱い					
33生活保護事業の取扱い					
34勤労者・消費者関連事業の取扱い					
35健康づくり事業の取扱い					
36学校の通学区域の取扱い					
37保育関係事業の取扱い					
38戸倉上山田学校組合の取扱い					
39社会福祉協議会の取扱い					
40消防団の取扱い					

新町建設計画策定イメージ図

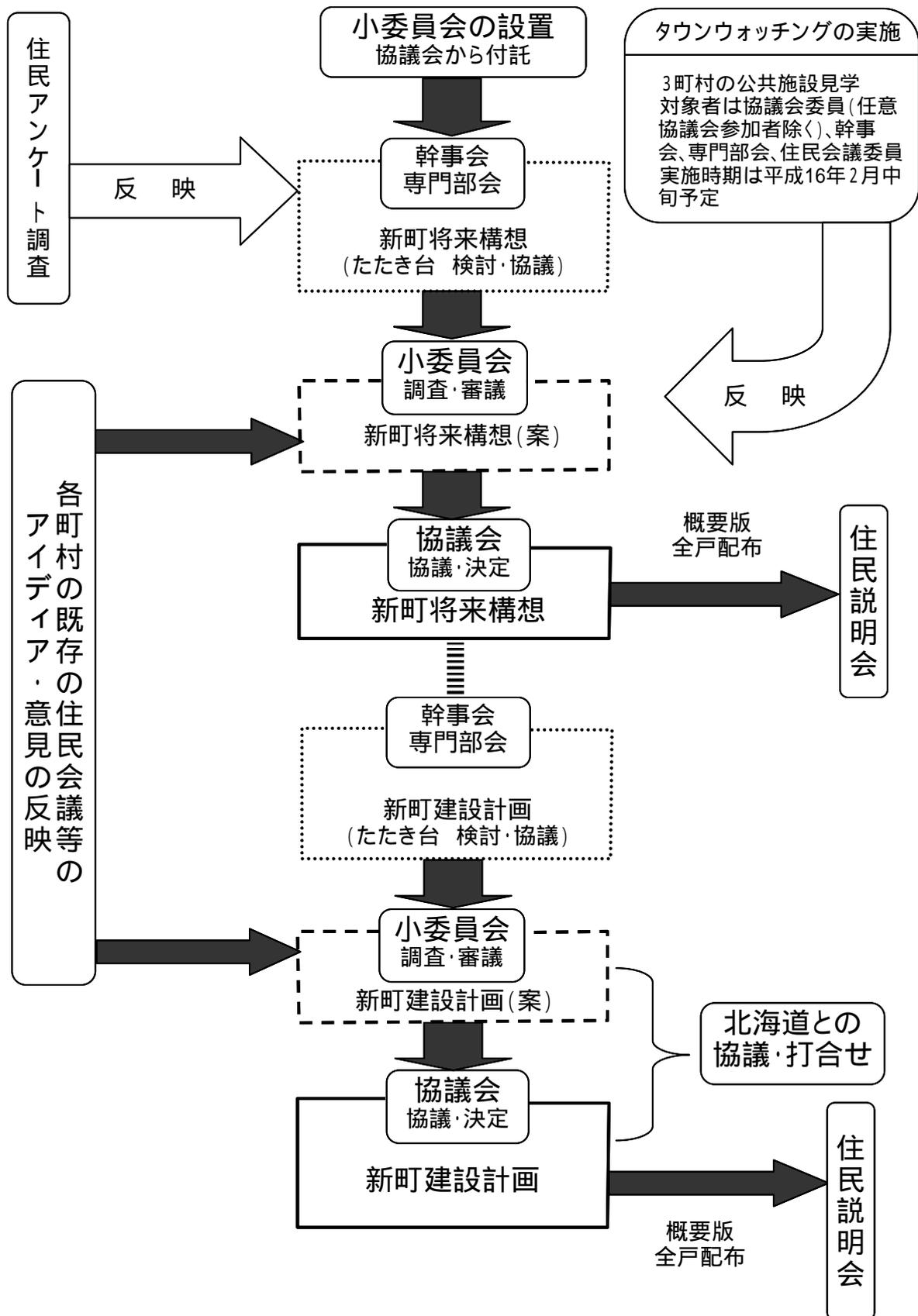
(1) 「新町将来構想」及び「新町建設計画」の基本的なイメージ



(2) 「新町将来構想」及び「新町建設計画」の基本的な構成



新町建設計画策定フロー図



新町建設計画策定スケジュール

期 日	項 目	内 容	コン サル
16年1月	第1回協議会	小委員会設置(付託)	
	第1回小委員会	正副委員長選出、小委員会の役割、住民アンケート調査承認	
16年2月	住民アンケート調査	3千人発送	
	タウンウォッチング	3町村の公共施設等視察	
16年3月	将来構想案前段検討	小委員会で審議	
	住民組織等の意見提案	将来構想に反映	
	住民アンケート調査集計	将来構想・建設計画に反映	
16年5月	将来構想案後段検討	小委員会で審議	
16年6月	将来構想決定	小委員会で審議・協議会で決定	
16年7月	将来構想概要版印刷	全戸配布	
	3町村住民説明会	概要版により説明	
16年8月	建設計画案前段検討	小委員会で審議	
	住民組織等の意見提案	建設計画に反映	
16年10月	建設計画案後段検討	小委員会で審議	
16年11月	建設計画素案確定	小委員会で審議・協議会で決定	
	道との正式協議・回答	建設計画策定終了	
16年12月	建設計画概要版印刷	全戸配布	
	3町村住民説明会	概要版により説明	

「協議第1号 合併の方式について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	1 合併の方式
調整の内容	幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

項目	新設合併	編入合併
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称	合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称となる。
新町の事務所の位置	合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び債務の取扱い	合併関係市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度) 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(但し、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入する市町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度) <p>なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>

項 目	新設合併	編入合併
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	<p>合併関係市町村の特別職は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。</p> <p>行政委員会の委員のうち下記については、新町長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。</p> <p>教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会</p>	編入する市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

先進事例

[新設合併]

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	備考
H13.1.21	西東京市 (東京都)	田無市	78,165	6.80	
		保谷市	102,720	9.05	
		合 計	180,885	15.85	
H13.5.1	さいたま市 (埼玉県)	浦和市	484,845	70.67	
		大宮市	456,271	89.37	
		与野市	82,937	8.29	
		合 計	1,024,053	168.33	
H14.4.1	さぬき市 (香川県)	津田町	8,370	13.69	
		大川町	6,977	34.54	
		志度町	22,939	40.05	
		寒川町	6,041	23.10	
		長尾町	13,445	47.43	
		合 計	57,772	158.81	
"	久米島町 (沖縄県)	仲里村	5,122	37.85	
		具志川村	4,237	25.48	
		合 計	9,359	63.33	
H15.3.1	南部町 (山梨県)	南部町	6,711	112.34	
		富沢町	4,152	88.29	
		合 計	10,863	200.63	
H15.4.1	加美町 (宮城県)	中新田町	13,929	61.44	
		小野田町	8,092	221.61	
		宮崎町	6,309	177.77	
		合 計	28,330	460.82	
"	神流町 (群馬県)	万場町	2,269	62.61	
		中里村	941	52.08	
		合 計	3,210	114.69	
"	南アルプス市 (山梨県)	八田村	7,016	8.04	
		白根町	19,247	39.14	
		芦安村	613	147.74	
		若草町	11,105	10.28	
		櫛形町	18,920	42.57	
		甲西町	13,215	16.29	
		合 計	70,116	264.06	
"	山県市 (岐阜県)	高富町	18,795	39.22	
		伊自良村	3,287	24.82	
		美山町	8,869	158.00	
		合 計	30,951	222.04	
"	静岡市 (静岡県)	静岡市	469,695	1,146.19	
		清水市	236,818	227.66	
		合 計	706,513	1,373.85	
"	大崎上島町 (広島県)	大崎町	4,351	20.44	
		東野町	3,036	12.67	
		木江町	2,744	10.13	
		合 計	10,131	43.24	
"	東かがわ市 (香川県)	引田町	8,635	48.18	
		白鳥町	12,965	70.59	
		大内町	16,160	34.42	
		合 計	37,760	153.19	
"	宗像市 (福岡県)	宗像市	81,588	76.82	
		玄海町	9,559	34.68	
		合 計	91,147	111.50	
"	あさぎり町 (熊本県)	上村	5,404	89.72	
		免田町	5,991	10.31	
		岡原村	2,935	20.23	
		須恵村	1,471	17.98	
		深田村	1,950	21.25	
		合 計	17,751	159.49	

H15.4.21	周南市 (山口県)	徳山市	104,672	339.83	
		新南陽市	32,153	64.21	
		熊毛町	16,038	70.50	
		鹿野町	4,520	181.46	
		合 計	157,383	656.00	
H15.5.1	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町	35,076	16.44	
		栗南町	11,495	11.77	
		合 計	46,571	28.21	
H15.9.1	千曲市 (長野県)	更埴市	39,402	78.99	
		上山田町	6,821	15.62	
		戸倉町	18,326	25.23	
		合 計	64,549	119.84	
H15.11.15	富士河口湖町 (山梨県)	河口湖町	18,506	60.89	
		勝山村	2,502	4.26	
		足和田村	1,587	28.15	
		合 計	22,595	93.30	
H15.12.1	いなべ市 (三重県)	北勢町	14,443	88.78	
		員弁町	8,687	23.83	
		大安町	15,186	44.60	
		藤原町	7,314	62.37	
		合 計	45,630	219.58	

[編入合併]

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	備 考
H13.1.1	新潟市 (新潟県)	新潟市	501,431	205.94	
		黒埼町	25,893	25.97	
		合 計	527,324	231.91	
H13.4.1	潮来市 (茨城県)	潮来町	25,841	43.88	
		牛堀町	6,103	18.79	
		合 計	31,944	62.67	
H13.11.15	大船渡市 (岩手県)	大船渡市	36,570	186.06	
		三陸町	8,590	137.13	
		合 計	45,160	323.19	
H14.11.1	つくば市 (茨城県)	つくば市	165,978	259.59	
		茎崎町	25,836	24.48	
		合 計	191,814	284.07	
H15.2.3	福山市 (広島県)	福山市	378,789	364.49	
		内海町	3,431	12.67	
		新市町	21,695	53.10	
		合 計	403,915	430.26	
H15.3.1	廿日市市 (広島県)	廿日市市	73,587	47.89	
		佐伯町	12,621	194.83	
		吉和村	853	145.50	
		合 計	87,061	388.22	
H15.4.1	呉市 (広島県)	呉市	203,159	146.35	
		下蒲刈町	2,223	8.68	
		合 計	205,382	155.03	
"	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市	125,537	161.30	
		別子山村	277	73.00	
		合 計	125,814	234.30	
H15.6.6	野田市 (千葉県)	野田市	119,922	73.72	
		関宿町	31,275	29.82	
		合 計	151,197	103.54	
H15.7.7	新発田市 (新潟県)	新発田市	80,734	433.59	
		豊浦町	9,870	35.95	
		合 計	90,604	469.54	
H15.8.20	田原市 (愛知県)	田原町	36,981	82.86	
		赤羽根町	6,151	23.54	
		合 計	43,132	106.40	

平成13年1月1日から平成15年12月31日まで

「協議第2号 新町の事務所の位置について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	4 新町の事務所の位置
調整の内容	新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。

現 況			調整の具体的内容
幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	
幕別町役場 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 中川郡幕別町本町130番地 ・施設規模 地上5階 地下1階 塔屋3階 ・敷地面積 2,940.22㎡ ・延床面積 3,815.37㎡(うち庁舎3,408.8㎡) ・駐車場 職員用108台 公用車用35台 来客者用86台 ・竣工 昭和47年7月 幕別町役場札内支所 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 中川郡幕別町札内青葉町311番地 2 ・施設規模 地上2階 ・敷地面積 4,863.87㎡ ・延床面積 1,352㎡(うち事務所156㎡) ・駐車場 59台(職員・来客兼用) ・竣工 昭和49年2月 	更別村役場 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 河西郡更別村字更別南1線93番地 ・施設規模 地上3階 地下1階 塔屋2階 ・敷地面積 7,466.09㎡ ・延床面積 2,825.35㎡ ・駐車場 70台 ・竣工 昭和55年8月 	忠類村役場 <ul style="list-style-type: none"> ・住所 広尾郡忠類村字忠類439番地の1 ・施設規模 地上2階 ・敷地面積 44,072㎡ ・延床面積 2,649.57㎡(うち庁舎1,031㎡) ・駐車場 106台 ・竣工 昭和51年7月 	

幕別町役場糠内出張所

- ・ 住所
中川郡幕別町字糠内251番地 1
- ・ 施設規模
地上 1 階
- ・ 敷地面積
7,814m²
- ・ 延床面積
618.56m²(うち事務所19.28m²)
- ・ 駐車場
100台
- ・ 竣工
昭和57年12月

幕別町役場駒畠出張所

- ・ 住所
中川郡幕別町字駒畠514番地35、
36
- ・ 施設規模
地上 1 階
- ・ 敷地面積
1,563.95m²
- ・ 延床面積
384.21m²(うち事務所19.8m²)
- ・ 駐車場
20台
- ・ 竣工
昭和55年12月

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【実例・通知】

本法において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当でない。

支所は市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

合併時の庁舎利用方式によるメリット・デメリット

方式	概 要	メリッ	デメリット						
本 庁 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 町村の庁舎の組織機構・機能を 1 カ所の庁舎に集約できる。 ・ 残りの庁舎は、窓口機能のみの支所または出張所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の印象が強い。 ・ 業務効率の向上が図れる。 ・ 職員の意識の一体化が図れる。 ・ 定員管理の適正化が図りやすい。 ・ 危機管理への対応がスムーズに図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎を建設する場合は、多額の費用が必要である。 ・ 既存庁舎の有効利用ができにくい（無駄なスペースが多くなる）。 ・ 役場がこれまでよりも遠くなる住民が増える。 						
分 庁 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の町村の組織機構・機能を業務部門により複数の庁舎に振り分ける。 <p>(例)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務・建設部門</td> <td style="width: 50%;">町村</td> </tr> <tr> <td>福祉・農林部門</td> <td>町村</td> </tr> <tr> <td>教育・商工部門</td> <td>× × 町村</td> </tr> </table>	総務・建設部門	町村	福祉・農林部門	町村	教育・商工部門	× × 町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の有効利用が図れる。 ・ 既存庁舎の規模に応じた人員配置ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に応じて窓口が分散し、住民にはわかりにくい。 ・ 職員間の意思疎通ができにくく、一体性が図りにくい。 ・ 合併したというイメージが弱い。
総務・建設部門	町村								
福祉・農林部門	町村								
教育・商工部門	× × 町村								
総 合 支 所 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門を除き、現在の 3 町村の庁舎における組織機構・機能を残す方式。 <p>(例)</p> <p>総合支所 3 町村の庁舎 (本庁に管理部門・事務局部門を設置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や職員にとって最も現状に近く、円滑に移行できる。 ・ サービスが今までどおり、違和感がなく提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が現在と同程度必要であり、合併による事務の効率化が図りにくい。 ・ 職員の融和が図りにくい。 ・ 新町の一体化に欠け、新町になったという感覚は持ちにくい。 						

先進事例

方式	市町村名	合併 年月日	人口 (人)	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	概要	具体例
本庁方式	南アルプス市 (山梨県) 4町2村	H15.4.1	70,116	264.06	265.5	櫛形町役場を本庁舎とし、他3町2村の役場を支所とした。	南アルプス市役所 市全体にかかる業務 八田支所 白根支所 芦安支所 若草支所 櫛形支所(本庁舎に置かれている) 甲西支所 上記6支所同一業務 住民・環境・福祉・商工・土木
分庁方式	西東京市 (東京都) 2市	H13.1.21	180,855	15.85	11,410.4	事務所の位置は旧田無市役所。 それぞれの庁舎を「田無庁舎」「保谷庁舎」とし、組織を分散し配置した。	田無庁舎 市長室・企画・財政・総務・議会・市民 税務・会計・福祉(窓口のみ) 保谷庁舎 都市基盤・水道・下水道・教育・環境 福祉・市民(窓口のみ)・税務(窓口のみ) 保谷保健福祉総合センター・防災センター
総合支所方式	周南市 (山口県) 2市2町	H15.4.21	157,383	656.00	239.9	本庁のほか旧4市町に支所を置く。 支所は、現行組織から管理機能の一部を除いた総合支所とし、住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策の企画立案、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を図る。	周南市役所 市全体にかかる業務及び旧市域にかかる事務 新南陽総合支所(旧市域にかかる事務) 市民・税務・会計・福祉・都市整備 下水道・教育 熊毛総合支所(旧町域に係る事務) 市民・税務・会計・福祉・都市整備・教育 鹿野総合支所(旧町域に係る事務) 市民・税務・会計・福祉・都市整備・教育